法第４３条第２項に基づく認定・許可申請に添付を要する図書について

１　各図書の作成要領

図書の種類	明示すべき事項
申請書	第１号認定申請の場合：建築基準法施行規則　第四十八号様式 第２号許可申請の場合：建築基準法施行規則　第四十三号様式
付近見取図	縮尺、方位、道路、申請地及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、申請敷地の境界線（隣地境界線、道の境界線）及び寸法、敷地内における建築物の位置（有効寸法）、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、擁壁の位置並びに敷地に接する道の位置及び幅員、道路斜線及び高度地区斜線の検討※１
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び開口部の位置並びに求積寸法
立面図（４面）	縮尺及び開口部の位置、道路斜線及び高度地区斜線の検討※１
２面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の各部分の高さ、基礎形状
敷地求積図	三斜求積図（座標による求積の場合は測量士の氏名及び登録番号）
各階床面積・建築面積求積図	求積に必要な建築物の各部分の寸法・算定式 （小屋裏収納の面積検討）
委任状	建築基準法第４３条第２項第〇号の申請について
その他	□理由書　□管理証明書等※２ □道の協定書の写し※２　□その他※２

２　図書の体裁

Ａ３又はＡ２サイズ。

３　提出部数

【１号認定】２部（正・副）　【２号許可】３部（正・副・副）

４　申請手数料

【１号認定】３１，０００円／件　【２号許可】３６，０００円／件

※１･･･設計上の注意点

⑴　建築基準法第５６条第１項第１号、第２項（道路斜線の後退緩和）から第４項まで及び第７項第１号（天空率）の規定は、道を前面道路とみなして適用する。ただし、第１号認定基準３、第２号許可基準３及び基準４に該当する場合は、法第５６条第２項から第４項まで及び第７項第１号の規定は適用しない。

⑵　建築基準法第５８条（高度地区斜線）の規定は道を前面道路とみなして適用する。ただし、第１号認定基準３、第２号許可基準３及び基準４に該当する場合は、法５８条の規定は道を水面等とみなして適用する。

※２･･･必要な場合に添付